

●香川県告示第387号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年7月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

観音寺市粟井町字北峰4442の1・4442の3・4443の1・4445の3・4450の1・4450の2・大野原町井関字有松乙185の1・乙185の2・乙186・乙190の1・乙191・乙211の1・乙211の3・乙212・乙217・乙218・乙219の2・乙219の3（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）、乙190の2、豊浜町和田字大谷丙431・丙433・丙437から丙439まで・丙442（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、丙435、三豊市仁尾町仁尾字仁尾ノ上庚287の6、庚287の15、庚288の18、仲多度郡まんのう町新目字横峰821の89・川東字木地屋敷382の70・382の71・382の77から382の80まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、羽間字羽間2914の19、2917の3、2917の12、2917の13、2917の15、2917の16、綾歌郡綾川町西分字常清乙472の5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びに観音寺市経済部農林水産課、三豊市建設経済部農林水産課、まんのう町農林課及び綾川町経済課に備え置いて縦覧に供する。）